平成２９年（フ）第９７号
広島市安佐南区八木７丁目15番25号、申立時の住所広島市西区南観音町21番22―101号
債務者　小松さとみ
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０号
広島県大竹市南栄３丁目３番33号　モン・ラヴィールＣ　202号
債務者　豊川慎之介
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５４号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目21番28号
債務者　小林　　收
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
山口県下関市山の田中央町９番９号　山の田団地　10―２号
債務者　田辺　繁人
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
佐賀県鹿島市大字高津原3491番地　県営西牟田団地２―23
債務者　坂井　純子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２０号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2018番地１　ワンダーランド寮、前住所佐賀県神埼市神埼町本堀2616番地８
債務者　高田　淳志
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２３号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄6499番地
債務者　土谷　慶太
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第７号
鹿児島県指宿市西方6664番地５　県営宮ヶ浜団地１―307
債務者　藤坂　圭介
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第８号
鹿児島県南さつま市加世田東本町21番地５　フローラ東本町101号
債務者　今村　千春（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第５号
北海道日高郡新ひだか町三石本桐207番地の２
債務者　菊地さゆり（旧姓髙杉）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
京都市上京区千本通中立売下る亀屋町57番地１　西陣ロイヤルハイツ603号
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
京都市南区上鳥羽高畠町12番地
債務者　豊川　典子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
京都市北区紫野上柏野町44番地５　グリーンハイツ紫野　東棟18号
債務者　岩淵　仁良
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
京都府八幡市八幡山下31番地　前川ニューハイツ202
債務者　藤本まゆみ（旧姓東）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
京都市右京区太秦宮ノ前町２番地
債務者　飯田　秀子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
京都市右京区太秦樋ノ内町１番地４　フォレステージ太秦403号室
債務者　水野　泰子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係